補助対象事業・補助金の額・補助対象経費について

○補助対象事業と補助金の額

補助金の額は、次のうちのいずれか低い額（千円未満の端数は切り捨て）。ただし、下表の補助上限額を上限とする。

（１）補助対象経費の合計額

（２）補助対象事業を実施した回数に下表の算定基準額を乗じた額

補助対象事業	算定基準額	補助上限額
Ａ：子ども食堂	15,000円／１回	550,000円
Ｂ：子どもの居場所づくり（一般型）	18,000円／１回	850,000円
Ｃ：子どもの居場所づくり（学習支援型）	20,000円／１回	1,600,000円

【A:子ども食堂】無料又は低額な料金で子どもに栄養に配慮した食事を提供する事業で、次の要件を満たすもの。

（１）月２回以上実施すること。

（２）子ども及びその保護者の状況を確認し、相談に応じるとともに、支援が必要であると認められる場合は、支援機関につなぐ等の対応を行うこと。

【B:子どもの居場所づくり（一般型）】Ａの要件を満たし、子どもが家庭や学校以外で安心して過ごせる居場所を開設し、自主学習や遊び体験その他子どもの健全な育成に資する活動を実施する事業で、次の要件を満たすもの。

（１）子どもの利用者を１０人以上とすることが可能な規模で開設すること。

（２）１回あたりの実施時間がおおむね２時間以上であること。

【C:子どもの居場所づくり（学習支援型）】Ｂの要件を満たし、子どもの利用者の学習習慣の定着、基礎的な学力の向上等のために必要な態勢による学習支援を、原則として週２回以上実施すること。

○補助対象経費

	区　分	内　容
1	謝礼金	ボランティアへの謝礼やイベントの講師に支払う謝金 など ※従業員（常勤職員及び非常勤職員）の人件費、共済費は補助対象経費の対象外
2	研修費	保健衛生に係る研修会への参加料、受講料 など
3	旅費	食材・食事の運搬時に必要な交通費、研修への参加交通費 など
4	消耗品費（取得単価1万円未満のものに限る。）	チラシや活動資料等の作成のためのコピー用紙、インク代、食器、調理用品、衛生用品 など　※備品購入費は補助対象経費の対象外
5	燃料費	食材・食事の運搬時に必要な車両のガソリン代 など
6	食糧費	子ども及び保護者に提供する弁当・惣菜の購入代 など
7	印刷製本費	チラシや活動資料等の印刷費 など
8	光熱水費	会場の電気代、ガス代、水道代
9	食材購入費	子ども及び保護者に提供する食材の購入代 など
10	通信運搬費	インターネットの通信料、携帯電話の通話料、切手代、ハガキ代
11	手数料	振込手数料 など
12	保険料	保険掛金 など
13	委託料	ホームページの作成、チラシ・ポスターのデザイン等の委託料 など
14	使用料	栄養管理・栄養計算ソフトの使用料 など
15	賃借料	会場や駐車場の借用に係る費用、車両や物品の借用に係る費用 など

（裏面に続く）

注

１　いずれの補助対象経費についても、子ども食堂等の実施に直接必要な経費に限る。

２　市長は、子ども食堂等を実施する団体の申請により、文房具、生理用品その他の子どもの生活に必要な物品の提供を行う事業を補助対象事業を加えることができる。ただし、補助対象経費にできるのは消耗品費に限る。

３　補助対象事業との関連が明確でない経費は、補助対象経費として認めない。

４　燃料費、光熱水費、通信運搬費、賃借料その他の補助対象経費の算出について

例えば、「月額での支払いである場合」や「使用割合が10/10でない場合」は、実情に応じた割合で按分をする等、適切な方法により補助対象経費を算出するものとする。

５　補助対象事業の実施に要した費用に関し寄附金その他の収入がある場合にあっては、当該収入の額を限度として市長が定める額を控除するものとする。